

佐賀県告示第233号

佐賀県鳥獣保護管理員規程（昭和38年佐賀県告示第340号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>（報告）<br/>第6条 保護員は、職務上緊急を要するものがあるときは、その都<br/>度<u>生産振興部</u>生産者支援課長へ報告しなければならない。</p> | <p>（報告）<br/>第6条 保護員は、職務上緊急を要するものがあるときは、その都<br/>度<u>農林水産部</u>生産者支援課長へ報告しなければならない。</p> |

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。